

地域別最低賃金と一般労働者の賃金水準との関係(ランク別)

項目 年	ランク	地域別最低賃金 (時間額) ①	産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
		(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成21年	計	713	294.5	165	1,785	39.9	260.1	171	1,521	46.9
	A	769	335.3	162	2,070	37.1	304.4	168	1,812	42.4
	B	710	284.5	164	1,735	40.9	257.0	171	1,503	47.2
	C	673	267.8	166	1,613	41.7	241.1	172	1,402	48.0
	D	631	240.6	169	1,424	44.3	218.3	173	1,262	50.0
22年	計	730	296.2	165	1,795	40.7	259.2	171	1,516	48.2
	A	792	335.9	163	2,061	38.4	300.3	169	1,777	44.6
	B	724	287.4	165	1,742	41.6	257.2	171	1,504	48.1
	C	686	271.7	167	1,627	42.2	241.7	172	1,405	48.8
	D	643	241.2	168	1,436	44.8	217.7	172	1,266	50.8
23年	計	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
	A	804	339.2	164	2,068	38.9	295.1	171	1,726	46.6
	B	725	288.8	166	1,740	41.7	260.3	172	1,513	47.9
	C	691	269.1	168	1,602	43.1	241.3	173	1,395	49.5
	D	648	242.4	168	1,443	44.9	217.5	172	1,265	51.2
24年	計	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
	A	817	335.0	162	2,068	39.5	291.8	170	1,716	47.6
	B	734	290.2	166	1,748	42.0	261.7	172	1,522	48.2
	C	699	268.1	167	1,605	43.6	239.7	174	1,378	50.7
	D	654	244.7	168	1,457	44.9	218.5	174	1,256	52.1
25年	計	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
	A	836	333.9	161	2,074	40.3	300.5	169	1,778	47.0
	B	747	289.3	164	1,764	42.3	263.2	171	1,539	48.5
	C	711	270.4	165	1,639	43.4	241.9	172	1,406	50.6
	D	666	241.7	166	1,456	45.7	218.9	170	1,288	51.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注)1 一般労働者であり、短時間労働者を含まない。

2 各ランクの最低賃金額は適用労働者数による加重平均。

3 各ランクの所定内給与(月額)及び所定内実労働時間は、当該調査結果における各都道府県の企業規模別労働者数による加重平均。

なお、各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 上記3と併せて、時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局労働条件政策課賃金時間室にて算出。

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	製造業						非製造業					
	資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成15年度	1,148	4.9	529	▲ 4.9	461	▲ 4.2	996	▲ 0.8	570	▲ 2.1	483	▲ 6.4
16年度	1,205	5.0	570	7.8	491	6.5	983	▲ 1.3	538	▲ 5.6	485	0.4
17年度	1,229	2.0	542	▲ 4.9	486	▲ 1.0	968	▲ 1.5	531	▲ 1.3	444	▲ 8.5
18年度	1,297	5.5	529	▲ 2.4	468	▲ 3.7	997	3.0	554	4.3	442	▲ 0.5
19年度	1,285	▲ 0.9	573	8.3	457	▲ 2.4	981	▲ 1.6	538	▲ 2.9	478	8.1
20年度	957	▲ 25.5	546	▲ 4.7	485	6.1	906	▲ 7.6	517	▲ 3.9	459	▲ 4.0
21年度	910	▲ 4.9	525	▲ 3.8	391	▲ 19.4	892	▲ 1.5	548	6.0	446	▲ 2.8
22年度	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

[平成19年度調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(延従事時間数を常用従業員の平均労働時間数で除したもの)との合計

中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な 引上げの基本方針について（「円卓合意」）

平成20年6月20日、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第6回会合が開催され、参加した有識者、労働界・産業界の代表者及び政府関係者は、以下の点について合意した。

1. 中小企業の生産性向上

- 日本全体の成長力の底上げに当たっては、中小企業の生産性向上を図ることが重要であることから、政労使が一体となって「生産性向上プロジェクト」を強力に推進し、IT化の推進や人材の確保・育成の強化等による中小企業の体質強化、収益力向上に努める。
- 特に、中小企業にとって大きな問題となっている下請取引については、下請代金支払遅延等防止法による取締の一層の強化を図るとともに、下請ガイドラインの普及啓発にかかる取組みを強化し、下請適正取引等の推進に全力をあげる。

2. 最低賃金の中長期的な引上げ

- 最低賃金については、賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間程度で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組む。
- 上記の引上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況、経営環境の変化等も踏まえる。
- 成長力底上げ戦略の最終時点（21年度末）において、経済状況等の変化、中小企業の生産性向上の状況や小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準の実態等を踏まえ、上記の中長期的な方針の進捗状況を確認し、必要な再検討を行う。
- 上記の中長期的な方針は、最低賃金の国全体の水準に係るものであり、地域別最低賃金は、地域の実情を踏まえ地方最低賃金審議会の審議において自律的に審議、決定されるものである。

(参考)

円卓会議においては、最低賃金引上げに関する「小規模事業所」について、以下のような意見が出された。

- 「小規模事業所」としては、中小企業の大多数を占めるものであり、中小企業基本法に即した「従業員数 20 人以下」企業として考えるべきである。
- 中長期的には、高卒初任給の「平均水準」への引上げを目指すべきである。また、小規模事業所は、例えば統計上のデータのある「10 人～99 人」の企業として考えるべきである。
- 小規模事業所については弾力的に考えるべきである。

最低賃金引上げについて

◎新成長戦略における『最低賃金引上げ』については、以下の対応が考えられる。

1. 「2020 年までの目標」の設定について

- 目標案としては、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が考えられる。
- なお、上記目標案は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提となっている。

2. 目標達成に向けての当面の取組について

- 「2020年までの目標」達成に向けた当面の取組としては、2008年の「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体となって取り組むことが考えられる。

3. 弾力的対応について

- 「2020年までの目標」の設定や当面の取組みを進める場合も、経済・雇用情勢や経済成長・生産性動向を踏まえ、3年後に必要な検証を行うなど「弾力的な対応」が必要と考えられる。

4. 中小企業に対する支援等について

- 円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援や非正規労働者等の職業能力育成などの取組を講じることを検討すべきである。
- 官公庁の公契約においても、最低賃金の引上げを考慮し、民間に発注がなされるべきである。

以上

雇用戦略・基本方針2011（抄）

Ⅱ. 2011年度における主要政策

◎雇用を「つなぐ」、「創る」、「守る」の3本柱による政策を展開する。

(3) 雇用を「守る」

④中小企業への支援

- ・ 平成22年6月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。

以上

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（平成26年）

連合

最終集計（平成26年7月1日）

	平均賃上げ方式 （加重平均）	個別賃金方式（1組合当たり単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	369組合 1,502,325人 6,613円（5,349円） 2.21% （1.79%）	27組合 87,133人 2,313円（42円） 0.76% （0.01%）	20組合 56,897人 1,936円（895円） 0.72% （0.33%）
300～999人	756組合 402,380人 5,043円（4,332円） 1.94% （1.66%）	37組合 21,925人 1,074円（251円） 0.37% （0.08%）	17組合 10,454人 1,889円（539円） 0.76% （0.22%）
100～299人	1,289組合 224,773人 4,475円（3,804円） 1.84% （1.55%）	33組合 6,180人 1,705円（1,432円） 0.61% （0.50%）	26組合 4,925人 1,901円（950円） 0.77% （0.38%）
～99人	2,300組合 92,751人 3,678円（3,141円） 1.64% （1.39%）	54組合 2,267人 1,162円（369円） 0.47% （0.14%）	48組合 1,965人 1,216円（584円） 0.54% （0.25%）
規模計	4,714組合 2,222,229人 5,991円（4,918円） 2.11% （1.73%）	151組合 117,505人 1,465円（502円） 0.53% （0.17%）	111組合 74,241人 1,609円（716円） 0.67% （0.29%）

(注) 1 ()内は平成25年の数値である。以下同じ。

- 2 平均賃上げ方式は、平成26年・25年ともデータのある組合を対象に集計。
- 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式がある。表中は、「純ベア」方式。
- 4 平成25年の数値は、平均賃上げ方式は、集計組合の平成25年の数値。
個別賃金方式は、平成25年7月1日付最終集計結果。

経団連（大手企業）最終集計（平成26年6月30日）

平均賃上げ方式 （加重平均）	
主要20業種 大手240社	109社 7,370円（5,830円） 2.28% （1.83%）

- (注) 1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。
- 2 187社(75.7%)から回答が出ているが、このうち78社は平均金額不明等のため、集計より除外。
- 3 平成25年の数値は、平成25年7月12日付最終集計結果。

経団連（中小企業）中間集計（平成26年5月29日）

平均賃上げ方式 （加重平均）	
17業種 741社	223社 4,438円（4,141円） 1.80% （1.64%）

- (注) 1 原則として従業員数500人未満の企業を対象。
- 2 230社(31.0%)から回答が出ているが、このうち7社は平均金額不明等のため、集計より除外。
- 3 了承、妥結を含む。
- 4 平成25年の数値は、平成25年5月10日付第1回集計結果。